

食品に関するリスクコミュニケーション  
～食品中の放射性物質の検査のあり方を考える～

議事録

平成29年2月17日（金）

大阪会場

（C I V I 研修センター新大阪東 E 5 ホール）

主催

消費者庁

内閣府食品安全委員会

厚生労働省

農林水産省

○司会（消費者庁・藤田氏）

皆さん、こんにちは。本日はちょっと足元が悪い中ですが、お集まりいただきましてありがとうございます。只今から「食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質の検査のあり方を考える～」を開催いたします。

私は、本日、司会を務めます消費者庁消費者安全課の藤田と申します。よろしくお願いいたします。

さて、本日は食品に関するリスクコミュニケーションですが、本件に関しましては、昨年9月に第1弾として福島県と東京都で、また本年1月から2月にかけて第2弾として福島県、東京都、そして最後に、ここ大阪で行うものでございます。

これまでに行ってきたリスクコミュニケーションでは、参加者の皆様と共に、食品中の放射性物質の検査のあり方を考え、様々な意見をいただきました。「計測しても不検出ばかりなので、検査を縮小してもいいのではないか」「いやいや、消費者が安心を得るためにも検査は必要だ」、さらには「もっと福島県を含む被災県の消費者、生産者に寄り添って考えなくてはいけないのではないか」といったように、ご意見は多種多様でございました。現在、関係省庁では、意見交換会でのご意見ですとか関係者からのご意見を参考に検査のあり方を検討しております。

本日の目標ですが、ここで検査を縮小するとか継続するとか、そういった一定の方向を決めるものではございません。そうではなくて、関係者の方々がそれぞれの立場から現状や考え方を説明して、相互に意見交換をして問題を取り巻く状況についていろんな考え方があるんだなど、相互の理解を深めるということにあります。もちろん行政としては、それをお伺いいたしまして、今後の施策の参考にさせていただくということになります。

本日、ご参加の皆様には事前の資料を見させていただきますと、様々な立場ですとか状況の方がいらっしゃると思います。それに応じて、様々なご意見をお持ちだと思います。パネリストの皆様、ご来場の皆様からは、忌憚のないご意見をいただきまして、相互の理解が深まるようご協力をお願いいたします。

では、本日の配付資料を確認いたします。封筒の中に資料が入っていると思います。一番上に議事次第が入っていると思いますが、この議事次第の裏に資料の一覧がございます。ちょっと数が多いので、全部は確認しないんですけれども、不足がございましたら手を挙げていただければスタッフがお持ちいたしますので、途中で気がついたときでも結構ですので、お知らせ願います。

また、資料ですが、本日は1部ずつ配付しておりますが、もしもっと欲しいという方がいらっしゃいましたら、休憩時間に受付に言っていただければ

ば、予備がある分だけお渡しすることができます。よろしくお願いいたします。

では、本日の流れを説明いたします。次第の表面をご覧ください。

まず、前半ですけれども、(2)といたしまして情報提供、福島県立医大の佐藤先生から情報提供をいただきます。その後、「食品中の放射性物質検査について」ということで、行政からの情報提供を行います。続きまして、15分間の休憩を得た後、パネルディスカッションに入ります。パネルディスカッションでは、様々なパネラーの方のご意見を伺います。最後に、会場との意見交換ということで、皆様との意見交換を行いたいと思います。

パネルディスカッションのときですけれども、皆様から質問用紙、資料の中に入っていると思いますけれども、こういったものです。質問用紙を書いていただきまして、これを参考にパネルディスカッションを進めたいと考えております。15分間の休憩の間に、この質問用紙に書いて提出をお願いいたします。

会の終了は16時を予定しております。円滑な議事進行へのご協力をお願いいたします。

また、この会ですけれども、本日この場にご参加いただけない方に広く情報提供する目的から、説明内容と意見交換の様子を議事録にまとめて、後日、関係府省のホームページで公表いたします。意見交換の際に、ご所属、お名前を公表されることに不都合がある場合は、発言時にその旨をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

では、冒頭のカメラ撮影はここまでといたします。写真及び動画等の撮影はここで終了してください。撮影のみの方はご退席をお願いいたします。

主催者による撮影は継続させていただきます。

(報道関係者退室)

○司会（消費者庁・藤田氏）

それでは、中身に入りたいと思います。(2)番にあります情報提供でございます。「知っておきたい放射線基礎知識」と題しまして、公立大学法人福島県立医科大学放射線腫瘍学講座助教、佐藤久志先生です。よろしくお願いいたします。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

〔スライド1〕

皆様、こんにちは。雨の中ご苦勞さまでございます。私に与えられた時間は10分しかございませんので、なるべく的確にお伝えしたいと思います。

目的は安全をうたうものではございません。震災の追加被曝が、今まで僕ら

が歴史的に受けてきた被曝とか自然被曝とどう比較するかという材料にしていただければと思います。

それでは始めていきます。

次のうち、1リットルの中に一番放射性物質を含んでいるのはどれでしょうというと、世間のうわさでは、震災1カ月後の福島の水道水ということになっているんです。

〔スライド2〕

実際、科学的にこれを見てみますと、資料を見ていただければわかるように、実はスポーツ飲料にはカリウムが必ず溶けていますので、その影響で必ず含まれている放射性物質が大体6ベクレルぐらい入っています。

大阪市の水道水は、1月末に調べさせていただくと、検出限界が0.7ですので数ミリのカリウムと合わせても、大体最大で0.8です。もっと低いと思います。

じゃあ、震災の1カ月後の福島はどうかというと、そのころもカリウムはやっぱり溶けていましたが、セシウムは検出限界が1ベクレルで検査をして検出しておりませんので、見ていただくとわかるように、実は福島の水道水も大阪の水道水も、それほど放射線量を含んでいる量としては変わらないんです。実は、僕らが毎日飲んでいるスポーツドリンクのほうが多く飲んでいるというのが科学的な事実でございます。

〔スライド3〕

じゃあ、自然にどのぐらい被曝しているのかという話になると、太陽というのは、宇宙の真空空間に核融合を起こしてどんどん空間に放射性物質をだらだら垂れ流します。距離があるのと地球には大気や磁場がありますので、全部が届くわけではないんですが、上から降り注いできます。これは大体、上に行くとどんどん増えてきて、書いてあるように1,500メートル上がると2倍ずつになってきますから、富士山に登ると4倍浴びますし、飛行機で上ると10倍浴びてくるというような仕組みになっております。

あとは空気です。今日の会場の中にも漏れなく放射性物質が入っています。コンクリートからラドンというものが出てきて、実は今日も、皆様は放射性物質を吸ったり吐いたりしているということになります。

あとは地面です。これは地球ができたときに地球の組成として、4億年とか5億年という半減期の長いものがありますので、これはずっと地上に含まれていて、そこから放射線が出てくると。

あと、もう1つは、これは一番大事なんですけども、僕たちの体の中には、生まれながら放射性物質がお母さんから引き継がれます。これは人間と生まれる以上はしょうがないことであって、大体カリウム40で成人男性で4,000、あと炭素14とか、もろもろを入れると大体7,000ぐらい入っているということになり

ます。ですから、7,000を僕らは今日持っていますので、この会場で誰が一番放射線を出しているかという話になると皆様です。もし、放射線が目が見えたら、隣の人に近寄らないでという話になるんですけど、見えないので、こうやって平然として、福島がうーんという話になっていますから、ちょっとバランスとしては悪いのかなと思います。

年間2.1ミリシーベルト、欧米はラドンが多いので2.4ミリぐらいです。これは生まれたときから死ぬまで、これは無条件で浴びる量になりますから、これから避けることはできないですね。

〔スライド4〕

よく見てもらうとわかるように、体の中にはこういうものが含まれていますから、大体成人男性で7,000です。筋肉によくカリウムなんかが入りますので、よく鍛えているマッチョな方というのは、もうちょっと8,000とか9,000入っていますし、細い方だと5,000とか4,000という形になると思います。

じゃあ、食べている物はどうかというと、やっぱりカリウム40だって芸がないんですが、干したものというのはどうしても乾燥重量になっちゃいますから水分がないので、例えば干し昆布なんて2,000ベクレル入っています。出荷制限に当たっちゃうセシウムの20倍ぐらいなんですけど、普通に流通しています。これは制限がかかっていないだけであって、放射性物質としては多いです。ただ、これは昆布を食うなという宣伝ではございませんので、くれぐれもご注意ください。

僕たちは、震災前からこういう放射性物質は食べていたし、体の中でめぐりめぐっておしっこに出たりして循環して、それで被曝をしていたということがわかります。

〔スライド5〕

じゃあ、内部被曝はそうであって、空間線量はどうかというと、これが日本の空間線量のたまかな分布図です。地質学のホームページから持ってきたものです。

北海道が低くて関西はちょっと高いんです。これは花崗岩というのが地面に多いので、そこから出てくる放射性物質が含まれているものが多いので、実は大阪は高いんですね。どのぐらい高いかというと、1月26日の私の庭で測ったやつと大阪府の発表を見てみると、福島と変わらないんですよ。でも、福島は危なくて大阪は大丈夫というのは、これはやっぱり数値としてはおかしい話になります。

〔スライド6〕

じゃあ、過去歴史的にどうかというと、1960年代というのは世界中で核実験をやっていました。それも大気中核実験で、空気中でぼんと爆発させて全部空

気で流れて全世界に配達されています。この10年間に200発やっていますから、大気が汚れちゃって、それが雨になって降ってきました。そうすると1965年頃の各地の日本人、北海道の人、東北の人、東京の人、大阪の人、九州の人、みんなそれぞれ雨で降ってきたものを米が蓄えて、それを食べていました。そうすると、そのころの日本人というのは、体に500ベクレルぐらいセシウムが入っていたんです。今日いる方で50代ぐらいの人は、みんな食べていますよ。食べて30年後は今の姿です。

やめましょうということでやめます。やめるとどんどん減ってきます。ずっと減ってきて、さすがにやめて良かったねという話になったんですが、この辺でちょびっと上がったり、この辺でちょびっと上がります。

ここはチェルノブイリだというのはわかっていたんですが、これは何だろうということで後で調べたら、隣の中国が大気中核実験をやって、それが黄砂で飛んできて日本の米に入って次の年にちょっと上がったと。やっぱり増えれば上がっていきますので、新規で追加があればこういうものを測ることで調査はできると思います。

〔スライド7〕

じゃあ、セシウムというのは体に入ったらずっと入っているのかというと、セシウムはカリウムと同じ属ですので、例えば1万ベクレルを1回で食べた場合というのは、便にも出てくるんですが、おしっこに主に出ていきます。決して子宮に集中するか心臓に集中するというのは、まあ筋肉でできている分、少しあるにしても、そこに蓄積することはございません。出ていってしまいます。あるときを境に全部出ていっちゃいます。赤ちゃんが一番早いです。小学生、中学生、大人でいうと、大人が一番排泄が遅いです。そうすると食べちゃって同じ時期を見ると、大人が残りやすいという性質を持っています。これは1回摂取ですから、震災当初、降ってきたものを食べちゃったという場合のシナリオです。

ただ、今は慢性期になって毎日少しずつ食べるというシナリオになりますから、こういう排泄のモデルを1日1ベクレルずつ食べると、あるところで平坦化します。お子さんは30、小学生、中学生、大人でいうと、こういうふうに排泄の悪い人のほうが貯金が増えていったまってしまう。ただ、これはずっとたまり続けるというシエーマではなくて、ここで摂取をやめれば、また落ちていきます。これ以上は上がらないということなんです。

じゃあ、今、福島県で出ている人はどういう人かということ、お年寄りの人で山の物を食べちゃっている人です。「俺はわかって食ってんだ」という人は高くなります。が出てます。ただ、流通を食っているお子さんは何でこんなに出不いだらうというぐらい出ていないのは、こういうモデルも影響しているんだ

と思います。

〔スライド8〕

ここはちょっと難しいんですけど、放射線の影響は、確定的影響と確率的影響があります。

確定的影響というのは、鼻血、脱毛、皮膚炎、白血球が減るとい、いわゆる広島、長崎の悪いイメージのものが確定的影響です。線量が増えれば全員に出ます。線量が増えて全員に出ると死んでしまうという影響が確定的影響になります。ただ、確定的影響が出るのは1シーベルト、ミリでいうと1,000、マイクロでいうと、またさらに10万とかになってきますから、今回の震災ではその量は被曝している方はいませんので、これが出るというのはちょっと考えづらいです。

確率的影響というのは、浴びた分だけがんのリスクが増えて、その死亡率が上昇するというのが確定的影響で、おそらく皆さんが心配しているのは、将来、俺はがんになっちゃうんじゃないかということをお心配しているんだと思うんですね。ただ今回は、もともとがんというのは、人間は半分の人のがんになっちゃいますし、3割の人はがんで死んじゃうわけですから、自然発生率というのがあるんです。自然発生に対して被曝で増えちゃうというのが、すごく波にのまれちゃうぐらいで、差が出てくるのは100ミリぐらいですよというのが今の科学的な考え方になります。

〔スライド9〕

じゃあ、放射線だけががんになるリスクかという、皆さんはよくご存じの通り、放射線のリスクって2%ぐらいないんですね。ここで戦って日本人のがんリスクが減るかという、あんまり減らないと思うんです。それよりは、こっちのタバコとか成人期の食事とか肥満とかを調整したほうが、おそらく日本人のがんリスクは下がってくるんじゃないかということがわかります。

〔スライド10〕

これは国がんで出している放射線被曝量と、がんリスクと生活因子を比較したものです。これは数字のマジックにはなってしまうんですが、100ミリというところで仕切っているわりには、例えば野菜不足は100ミリを超しちゃうわけですね。そうすると、ちゃんと線量管理して100以下ということがわかっているのであれば、他のリスクを下げるほうが、がんのリスクは下げられるのではないかなというのがわかる図になっております。

大事なのは、今回の震災で追加被曝した量が、これらと比較して心配すべきなのかどうかということが科学的には大事です。怖いから、怖そうだからとか人の話とかそういうのじゃなくて、やっぱり自分の判断する目盛りとしてこういうことを知っていただければと思います。

10分で非常に短いですが、これで終わります。(拍手)

○司会（消費者庁・藤田氏）

ありがとうございました。

続きまして、「食品中の放射性物質検査について」と題しまして、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課健康影響対策専門官、藤井大資さんと、それから続きまして、農林水産省消費・安全局食品安全政策課長、吉岡修から情報提供いたします。それでは、よろしくお願いいたします。

○藤井氏（厚生労働省）

〔スライド1〕

皆さん、こんにちは。厚生労働省で食品中の放射性物質対策を担当している藤井と申します。本日は、放射性物質検査がテーマになっておりますので、まず初めに、食品中の放射性物質の対策の概要からお話ししたいと思います。

〔スライド2〕

スライド2でございます。食品中の放射性物質対策の全体像をお示ししております。

まず、厚生労働省が食品中の放射性物質に対して基準値を策定しております。この基準値の策定に当たっては、食品安全委員会等の評価を踏まえて決定しております。

関係都県におきましては、この基準値に基づき食品中の放射性物質検査が行われております。この資料には記載されておきませんが、輸入食品の対策についてご質問を受けることが多いのですけれども、輸入食品に対しましては、検疫所が中心となってモニタリング検査等を実施しているところでございます。

食品中の放射性物質の検査の結果によって、基準値の超過状況に地域的な広がりがある場合は、出荷や摂取を控えていただく出荷制限・摂取制限というものが課せられますが、これは国（原子力災害対策本部）が指示しまして、実際の実施につきましましては、関係都県が行っているということになります。

また、農林水産省におきましては、検査に関する技術的な助言や食品中の放射性物質の低減対策等に関する助言等を行って対応している状況です。

〔スライド3〕

食品中の放射性物質の基準値についてご紹介したいと思います。スライド3です。

基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会の指標である年間線量1ミリシーベルトを踏まえて、その他、食品安全委員会の食品健康影響評価等を踏まえ決定したものでございます。



具体的な指標については、右下の食品の放射性セシウムの基準値にお示ししております。一般食品が100ベクレル//kgkg、飲料水が10ベクレル/kg、牛乳と乳児用食品が50ベクレル/kgというふうに設定しているものでございます。牛乳や乳児用食品は、小児が食べる機会が多いので、一般食品の半分、飲料水に関しては全ての食品のもとになっているということと、大量に摂取するということがありますので、一般食品の10分の1である10ベクレル/kg/kgを基準値として設定しているものでございます。

この基準値に関連しまして、よく質問を受けますので、代表的なものを3つほど、この場でご紹介したいと思います。

この指標にあります通り、放射性物質の基準値については、日本ではセシウムが指標となっておりますが、その他のストロンチウムやプルトニウムのような放射性核種がございます。こういったものの「取り扱いがどうなるか」というご質問をよく受けるところでございます。

食品中の放射性物質の基準値の設定の際には、原発事故により放出された核種のうち、半減期1年以上の全ての核種を考慮しておりまして、そのトータル量が年間1ミリシーベルトを超えないというふうにセシウムの値を設定しております。ですので、指標そのものはセシウムにしておりますが、実際には全ての放射性物質、全ての核種の影響を踏まえた上で、このセシウムの値を指標として使っているということになりますので、ストロンチウムやプルトニウムなどの核種も含めて、安全性に問題はないというふうに考えて設定されております。

〔スライド4〕

この内容に関しまして、スライド4におきまして、国際規格や欧米の食品中の基準というものを示しておりますが、見ておわかりの通り、日本の基準が緩いということはありません。

2つ目の質問としまして、セシウムの基準値が今設定されておりますが、これが「緩いのではないか」というご指摘もよく受けるところでございます。これに関しましては、先程ご紹介しました通り、コーデックス委員会あるいは食品安全委員会の評価結果を踏まえて設定しているものですので、科学的な根拠に基づくもので、今の基準値が緩いということはないものでございます。

3つ目、「加工食品に対して基準値は適用されるのか」というご質問も受けるところでございますが、加工食品につきましては、一般食品である100ベクレル/kgが適用されますので、加工食品に対しても放射性物質の検査は行われておりますし、基準値を超過することがあれば違反ということになりますので、廃棄等の措置を講じているところでございます。

〔スライド5〕

スライド5が本日のテーマに関する部分になります。食品中の放射性物検査のガイドラインというものをご紹介しております。

名称は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」というものでして、原子力災害対策本部が策定したものでございます。このガイドラインに基づきまして、各都道府県におきまして対象となる検査の品目や検査頻度等を検討いただきまして、検査計画というものを立てていただいております。そして、その検査計画に基づき検査は実施されているところです。このガイドラインが定めているものとしましては、ここにあるような対象自治体とか対象品目、対象頻度というものを定めておりまして、放射性セシウムが高く検出される可能性がある品目が重点的に検査されるような仕組みとなっているところです。

これに関しまして質問を受けることがございますが、「品目数をどう考えているか」ということでございます。これにつきましては、この図には記載されておりませんが、自治体や品目以外にも、検査すべき検体数というものも示しておりますので、例えば一番基準値を超過しなそうな品目を1品目だけ検査するということはできないような体制となっております。

〔スライド6〕

スライド6に関しては、出荷制限と摂取制限についてご紹介するものでございます。

冒頭、基準値を超過した場合は、廃棄回収が行われるというお話をさせていただきましたが、基準値の超過状況に地域的な広がりがある場合は、出荷や摂取も控えていただく出荷制限・摂取制限というものがかけられております。ただ、これは永続的に続くものではありませんので、例えば出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除の3つ目の黒丸の部分ですが、例えば直近1カ月以内の検査結果が1市町村当たり3カ所以上で全て基準値以下といったように、基準値の超過状況はかなり落ちついてきているということが確認できれば、摂取・出荷制限というものは解除されますので、解除された品目・地域のものは問題ないということになっております。

〔スライド7〕

スライド7に関しまして、食品中の放射性物質検査の実際のスキームをお示ししております。

食品中の放射性物質の検査方法は2つありまして、1つ目が①ゲルマニウム半導体検出器を用いた精密な検査方法、もう1つがNaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた効率的なスクリーニング検査法の2つがございます。

このスクリーニング法につきましては、短時間で多数の検体を実施できますので、一般的には1次検査で使用されております。この検査結果によって、も

し基準値の超過が否定できない場合は、①のゲルマニウム半導体検出器を使った精密な検査をし、基準値の超過があるかないかということを厳密に評価しているという2段階の検査方法になっております。

○吉岡氏（農林水産省）

〔スライド8〕

続きまして、スライドの8をご覧ください。

今回の原発の事故で、生産者の方々は大変困りました。基準値は最初の年は暫定規制値ですけれども、これを超えたものは流通させることができないということです。ただ手をこまねいていたわけではありません。みんなでいろんな対策のことを考えて、生産地では非常にたくさんの取り組みをしてきてくれています。

まず、ここではその取組を3つご紹介いたします。吸収抑制対策、それから果樹・茶の低減対策、それから原木きのこの対策、3つをご紹介いたします。

〔スライド9〕

スライドの9をご覧ください。これはカリ施肥による稲の吸収抑制対策です。

セシウムという物質は、カリウムと非常によく似た動きをいたします。肥料でありますカリをたくさん与えると、植物はセシウムよりもカリのほうをよく吸うということで、カリをしっかりと施肥することによって、放射性セシウムの吸収が抑制されます。これは劇的に効きます。

〔スライド10〕

スライドの10をご覧ください。次は、果樹での取り組みです。

事故の後、果樹は永年性作物ですので、樹体を広げているわけです。上から放射性物質がたくさん降ってきます。樹体全体で受けております。これはほとくとそのままでは取り除くことができませんので、物理的に取り除くしかないということで、水で高圧洗浄したり、あるいは粗皮を剥ぐということをやって、果樹に含まれている放射性物質を物理的に取り除くということをして、果実に移っていく放射性物質の量をできるだけ減らすという取組をやっていただきました。

〔スライド11〕

スライドの11をご覧ください。次は、原木きのこの場合です。

皆様もお聞きになったことがあると思いますけれども、ほだ木と呼ばれている木にきのこの菌種を植えて、それできのこが育ちます。原木の中に放射性物質が入っていると、きのこが育つにつれて転流して移っていきます。ですので、原木をしっかりと管理すれば、きのこの中に移っていく放射性セシウム濃度も抑えられるということで、原木の管理に取り組んでいただいています。こ

のように、生産地では本当に大変な努力をして対応していただいております。

[スライド12]

ちょっとここから話を変えまして、検査の仕組みのところについてご紹介していきます。次のスライドの12をご覧ください。

国の原子力対策本部が定めておりますガイドラインで、自治体に検査をやってくださいということをお願いしているわけなんですけれども、現在17の都県が対象になっております。青森県から静岡県までの東日本の都県が対象になっております。

17都県が一度に対象になったわけではありません。

[スライド13]

次のスライド13をご覧ください。

最初に、当時の暫定規制値を超えた食品が見つかった4つの県、ここについては、このガイドラインに基づいて検査をお願いしました。当時は、放射性物質がどこまで遠くまで飛んでいるかがわからなかったのも、とにかく暫定規制値を超えたものが出た県と、その隣接自治体については検査をお願いするという対応をとりました。それが宮城県から東京都までの7県です。

しばらくしまして、これは本当に私たち行政もびっくりしたんですが、6月に神奈川県のお茶で暫定規制値を超えるものが出ました。神奈川県に加えまして、またその隣接自治体ということで山梨県と静岡県にも検査をお願いすることになりました。

また、しばらくいたしまして、今度は岩手県と秋田県産の牛肉から暫定規制値を超えるものが出ましたので、この2県に検査をお願いし、隣接自治体ということで青森県にも検査をお願いすることになり、現在の17都県の検査の体制ができ上がりました。

検査をした結果として、「やっぱり測って良かったね」と、「出たね」という県もあれば、念のためと思って測っても測っても出なくて、「ああ、良かったね」という県もあります。

ここ大阪は、どちらかというところ、日本の中では今回の原発事故からは離れている地域になるかと思いますが、会場の皆様はいかがでしょう。このように17都県が実は検査をやっているということについては、ご存じだったでしょうか。ちょっと教えていただけますでしょうか。知っていたよという方、ちょっと手を挙げていただけますか。はい、ありがとうございます。

じゃ、福島だけじゃなくて、そんなにやっていたのという方は手を挙げていただけますか。ありがとうございます。少数の方はそういうことで。

でも、皆さんは結構広い範囲で検査をやられていることをご存じだということですね。ありがとうございます。

[スライド14、15]

今、検査対象自治体をご紹介いたしましたけれども、次は品目についてお話しをいたします。

皆様のお手元の資料ですと、スライドの14とスライドの15が上下になっておりますので、それを両方見ながら話を聞いてください。国からは検査対象品目を指定して検査をやってもらっているものと、自治体の判断で計画的にやってもらっているものと2つに分かれます。

まず、国が品目を指定して明示的にやってもらっているのが①から④です。

皆様のお手元の資料のスライドの15、下のほうを見ていただきますと、二重丸とか丸とか四角がついていると思いますが、その部分です。

まず①です。前年度に基準値を超える放射性セシウムが検出された品目。その県は必ずやってくださいと国からお願いしております。②基準値だけではなくて、前年度に基準値の2分の1を超えた品目、その県、ここもやってくださいとお願いをしております。③飼養管理の影響を大きくうける品目、餌のやり方によっては乳、肉に出ることがありますので、乳と牛肉につきましては、5県について検査をやってくださいというお願いをしております。それから、④水産物です。ここは基準値の2分の1を超える放射性セシウムが検出された品目と県については、検査をやってくださいというふうをお願いいたしております。

これ以外の品目につきましては、各自治体で計画的にやってくださいということで、スライドの15でいいますと、ここの下のところですね。摂取量上位品目等と品目の例示がありまして、各自治体において計画的にやってくださいというふうをお願いしております。

[スライド16]

原発の事故から昨年4月で5年が経ち、もう6年になろうとしているわけですが、昨年3月25日に検査のガイドラインの改正をいたしました。そのガイドラインに書かれているものの抜粋です。ちょっと読みます。

「原発事故から5年が経過し、食品中の放射性物質濃度が全体として低下傾向にある中で、平成24年以降、出荷制限の設定品目が減少し、これまでの検査結果から基準値を超える品目も限定的。」になっている。

「検査のあり方は、消費者をはじめとする関係者の理解が得られることが大前提であり、引き続きリスクコミュニケーションを推進することが重要。また、いまだ日本産食品を不安視している国・地域もあることから、モニタリングデータを提供し続けることにより科学的・客観的評価を促す必要」。

[スライド17]

次のスライドに行きます。

ということですので、「科学的に知見に基づいた、より合理的かつ効率的な体制を含めた検査のあり方を検討する」ということをガイドラインに書きました。

〔スライド18〕

では、次にスライドの18をご覧ください。

ここからは、先程ご紹介いたしました17都県が5年間でやってくれた検査の結果についてご紹介いたします。

まずは検査の点数です。時間の都合もありますので、平成27年度だけでお話しをいたします。右上隅の数字を見てください。17都県が27年度にやった検査の点数、これは出荷前の検査ですが、約26万点です。この内訳は、栽培／飼養管理が可能な品目群では、約24万点、栽培／飼養管理が困難な品目群、野生の山菜ですとかきのこですとか野生鳥獣の肉ですとか、それから水産物、こういうものを困難な品目群として分類しており、約2万点ありました。ですから、1年間で26万点ぐらいを17都県でやっているということです。

この資料には載せておりませんが、この検査にどれぐらいの費用がかかっているのか。検査は県によって様々ですので、正確、厳密な数字というのはなかなかないんですけれども、17都県に大まかなところの金額をお聞きいたしました。そういたしましたら、5年間で17都県がやった検査の費用は約40億円でした。自治体、県がやっておりますので、サンプルをとったり、サンプルを分析するのに自治体の職員の方が自らやっておりますと、その人件費は県の職員でするので別のところから出ておりますので、そういう人件費は入っておりません。アルバイトさんなどを雇って分析したり、サンプルをとったりしている場合には、その人件費は含めてくださいというふうに都県にお願いいたしまして聞き取ったところ、5年間で17都県、約40億円ということでした。

〔スライド19〕

次のスライド19をご覧ください。

十把一からげで、17都県を5年間で今お話しをしましたけれども、実は品目ごとに見ますと検査点数は様々です。スライドの19を見ていただきますと、一番多いのが肉類で約21万7,000点、断トツです。これは牛肉がほとんどなんですけれども、今、全頭検査をやっています。やらなくていいということも言っても言っても、BSEのときと同じように、今、全頭検査がなかなかやめられないでいます。

次に多いのが海産物でして、約1万5,000点です。大まかに検査対象品目を分けております。野菜類といも類、果実類と種実類等々を分けておりますけれども、それぞれの検査点数は、平成27年度単年でこんな形になっておりまして、本当に品目によって点数は様々です。

〔スライド20〕

次のスライド20をご覧ください。

今度は17都県別に見て、検査点数がどうかというのを表しております。

このスライドの上のところに「肉類を除く」と書いております。実は、肉につきましてはと畜場に牛を運んでいって、そこで検査をしておりますので、検査をしている県と産地が一致していないんです。ですので、検査しているところで足してしまいますと、東京が圧倒的に多くなるものですから、どの都県の産物を検査しているかということだと、肉を入れますとちょっと実態とかけ離れてしまいますので、肉類を除いて集計しております。平成27年度では、一番多いのが福島県で約2万点、それから1,001点以上1万点以下のところに7県、それから101点以上1,000点以下のところに9都県が入っております。

これを日本地図に落としたのが右側のところです。福島県が多くて、大まかにいいますと太平洋側の県では検査点数が多く、日本海側の県では検査点数が少ないという大まかな傾向が見てとれます。

〔スライド21〕

スライドの21をご覧ください。

いよいよ今度は、食品中の放射性セシウムの濃度です。スライド21は、栽培／飼養管理が可能な品目群について17都県のデータをまとめております。

まず、平成23年度を見ていただきますと、50ベクレル/kg以下だったものが、大体98%ぐらいです。それが27年度には、50ベクレル/kg以下が99.9%までになっています。

一方、現在の基準値の100ベクレル/kgを超える点数はどうでしょうか。今度は左下の数字を見てください。平成23年度は、830点で全部の検査点数に占める割合は1%、これが27年度では点数としては5点、割合としては0.002%ということで、放射性セシウム濃度は全体として低下傾向にありますし、基準値を超える点数も減ってきております。これは栽培／飼養管理が可能な品目群です。実は、次のスライドにあります困難な品目群とは大分変わっております。

〔スライド22〕

スライドの22をご覧ください。

原発当初の23年度は50ベクレル/kgのものの割合は、7割弱なんですね。さっきお示した可能な品目群で97%ぐらいありましたので、やっぱり最初の年は野生のものなんかは低いところは少なく、100を超えているものの割合が2割ありました。ただ、これも年々、放射性セシウム濃度は低下傾向にありまして、50ベクレル/kg以下のものは27年度では98%ぐらいまで。100ベクレル/kgを超えるものは1.2%まで減ってきております。

栽培／飼養管理が可能な品目群と比べますと、全体的な濃度分布とか基準値を超える点数は多いんですけれども、それでも全体としては低くなっていると

というのが見てとれると思います。

〔スライド23〕

スライドは1枚飛ばします。

〔スライド24〕

次のスライド24をご覧ください。

先程佐藤先生のお話の中にもありましたが、食べた食品から内部被曝する程度がどれくらいなのかということ、厚生労働省は毎年調査しております。マーケットバスケットというやり方なんです、流通食品をとってきまして、それを全部混合してそれで測ると。食品に含まれている放射性セシウム濃度から線量を検査するというふうにやっております。これは北海道から長崎まで日本各地でサンプルをとっております。

結果が一番下の1行です。「実際の線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの1%以下」ということで、食べた食品から受けている線量というのは、非常に低いレベルにあるということです。

〔スライド25〕

こういうふうな検査結果5年分がまとまりましたので、昨年8月に関係府省主催のリスコミでお話しをしたり、あるいは消費者団体の方ですとか事業者団体の方、いろんなところに回りまして個別に情報交換をしてみました。

多くは東京にある団体等なんです、その結果といたしましては、まずは多くの団体では、最近ほとんど問い合わせはありませんねというのが多くのご意見でした。それから、組織の中で話題になることもありませんというご回答が多かったです。

全体について、これからの検査についてご意見をお聞きしましたら、検査対象自治体ですとか検査点数の縮小にそろそろいいんじゃないですかという肯定的なご意見は約4割、それから明示的に、でもまだちょっと心配だから、今のままの検査をやってほしいというお声は約1割でした。残りの5割の方は、どちらというコメントはございませんでした。

〔スライド26〕

次のスライドの26です。

昨年の夏に関係府省主催のこのようなリスコミを2カ所でやりまして、そのときに終わった後に会場の方からいただいたアンケートでは、「17都県の検査点数、検査結果が様々なんだな」とか「まだ一部の国では輸入規制をやっている、厳しいんですね」とか「生産現場では低減対策をちゃんとやってくれていたんですね」とか、あるいは「様々な考えがあるんですね」というような声が非常に多かったです。

今日、私がお話しをしておりますのは、ガイドラインに基づいて17都県に検



査をやっていただいております。17都県の検査についてどうしようかというところをメインに考えてきておりますので、当然検査をやってくれている17都県の意見も尊重してやらなければいけないということで、昨年12月21日まで4回にわたりまして17都県と意見交換をしてきております。その中では、今ご紹介したのと同じように、5年間の検査点数・検査結果、それから県ごと、品目ごとの放射性セシウム濃度の状況等々をお話ししました。

その結果なんですけれども、やはり17都県ありますので、県によって意見は様々ですし、県の中でも「そろそろ検査は効率化してもいいんじゃないか」という意見を持ちながらも、「でも、県民の安心のためです」とか「輸出促進のためには、もっとデータをとらなければいけないんじゃないか」というふうに非常に悩まれて悩まれて、この5年を過ごしてこられたということがわかりました。

〔スライド27〕

そういうふうな状況だったんですが、夏以降、いろいろな方のご意見を聞きましたら、全体とすればどちらかといえば、「検査の効率化をしてもいいのではないか」というお声のほうが多かったものですから、国といたしましては、秋以降は検査を効率化するにはどういうふうにやっていくのかというふうに、ある程度方向を明確にし検討してまいりました。

これ以降、関係府省主催のリスコミは、この大阪会場で終わりなんですけど、現在、農林水産省の職員が手分けをいたしまして、また夏と同じように消費者団体の方々、事業者の方、事業者団体の方々、いろんなところに回りまして、同じように意見を聞いて回っております。そういうものを全部考えながら、年度末のガイドラインの改正につなげていこうと思っております。

これから29年度以降の検査のあり方についてということで、国の考え方を示したいと思います。

まず、キーメッセージをお伝えします。これまでの5年間はどちらかといえば、検査をしているから安心という考え方が多かったと思いますが、5年間の検査結果を見ればリスクは十分に小さいというふうに考えられると思いますので、そろそろ検査を効率化してもいいステージに入っているのではないのでしょうか。そういうステージに移りませんかというのが国からの提案です。

〔スライド28〕

スライドの28をご覧ください。29年度以降の検査のあり方につきまして、見直しのポイントは3点です。

まず、対象品目の分け方、次に検査継続の目安の明示、3つ目が検査対象品目の例示の見直しです。

〔スライド29〕

まず最初に、次のスライド29をご覧ください。検査対象品目の分け方です。

先程検査結果をご紹介いたしました。栽培／飼養管理が可能な品目群と困難な品目群では、放射性物質の検出状況が行っております。濃度分布も違えば、基準値を超えるものの点数、その割合も異なっておりますので、今のガイドラインでは特段分けることなく検査のことについて書いてきましたが、29年度以降の検査につきましては、この2つを分けていきたいと考えております。

1つだけ例外扱いをしようと考えているものがあります。それは原木のきのこ類です。先程ご紹介いたしましたように、原木きのこ類は原木を管理すれば、きのこに含まれる放射性セシウム濃度はコントロールすることはできます。ただ、原木の中に放射性セシウムがある程度入っていると、基準値の100ベクレル/kgは超えないんですけれども、例えば25ベクレル/kgぐらい出たりとか50ベクレル/kg出たりということはありますので、栽培／飼養管理は可能なんですけれども、検査のやり方としては困難な品目と同様に扱おうというのが国の提案です。

〔スライド30〕

次のスライド30をご覧ください。

それでは、どんな品目が入ってくるかということなんですけれども、栽培／飼養管理ができるかどうか、あるいは困難かできないかというそれだけです。先程ご紹介した野菜・いも類ですとか果実類・種実類は栽培／飼養管理には可能な品目群に入りますし、困難な品目群には野生のものですとか水産物、こういうものが入ってきます。原木きのこ類は、栽培／飼養管理ができるんですけれども、検査のやり方としては困難な品目と同じように扱おうというのが提案です。

〔スライド31〕

次に、スライドの31をご覧ください。次は、検査継続の目安の明示です。

現在は、栽培／飼養管理が可能な品目群について、一定期間、基準値の超過事例がない自治体においても検査が行われております。ですので、これまでの検査結果を踏まえまして、検査を継続する目安というものを県にお示しをして、これからの検査についてどういうふうにするかというのを判断してもらってはどうかというものです。

具体的に言いますと、まず栽培／飼養管理が可能な品目群だけです。可能な品目群につきまして、都県ごとに見てはどうかと。そして、直近3年間の検査、その結果で基準値の2分の1を超えるものが1点でもあったら、検査を継続してくださいというふうにしてはどうかということです。

裏返して言いますと、栽培／飼養管理が可能な品目群で、都県ごとに直近3年間の検査結果を全部見て、1点も超えていなかったら検査を効率化してもい

いのではないのでしょうかというメッセージになります。

ただ、先程お話しをいたしましたように、17都県の方はすごく悩んで悩んで、今検査をされております。県民の安心のためですとか、あるいは業者との関係ですとか、輸出促進のためのデータ取りだとか。でも、やっぱりデータを取るのが必要だと県の方が思えば、ガイドラインに基づいて検査をやっていただくことは可能と、検査のやり方に弾力性を持たせるといふふうにしたいと考えております。

そして、最後の2行ですけれども、栽培／飼養管理が困難な品目群については、もう少し検査をしっかりとやる必要があると考えておりますので、17都県全てで今までどおりの検査をお願いしたいと考えております。

〔スライド32〕

最後のスライドです。検査対象品目の例示の見直しです。

現在は、検査対象品目をガイドラインの別表のところに載せております。例えば、摂取量上位品目ですとか主要産品、こういうものを書いております。これは原発事故当初のときに、どの農産物が高いのかということがわからなかったもので、それであれば食べる量が多い品目、出荷量が多い品目をまず優先的に検査すべきだということで、例示として挙げております。

5年間の検査の結果、このようなものに含まれる放射性セシウム濃度は低いということが確認されましたので、その例示をとってはどうかという提案です。17都県の方に聞きますと、検査をしてきた結果として、セシウム濃度は低いんですけども、やはりこういう例示をされていると、なかなか検査の効率化がしにくいというご意見もありましたので、それであれば科学的なデータで低いのであれば検査の効率化をしてもいいのではないかとということで、例示を削除してはどうかということです。

最後の下の3行、被覆資材の不適切な使用で基準値の2分の1を超える、これはべたがけ資材という、例えば葉菜類の上に保温のためにかける資材なんですけど、汚染地域のもをそのまま使うことによって、農産物に含まれる放射性セシウム濃度が高くなったということがございましたので、その後すぐにこの規定を入れました。ですが、実際はこれが1件あったら、他のところではそういうことがないようにということで、非常に注意深くやっております、現在はこの不用意な使い方というのは数年間出ておりませんので、言ってみれば空振り規定になっておりますので、この規定は今回なくしてもいいのではないかと考えております。

この3つのポイントが29年度以降の検査の考え方で、国から提示をするものです。

繰り返しになりますけれども、このガイドラインは17都県、17の自治体の検

査のことについてお示しをしているということになります。ですが、いろんな方のご意見を聞いて回りますと、自主的に検査をやられている方が非常にたくさんいらっしゃいました。企業の方もそうですし、生協さんもそうですし、実は17以外の自治体のところでもやられているところはたくさんございます。それから、学校給食でもやられるところはたくさんあると聞いております。

今日、ご提案をしておりますのは、国の検査ガイドラインに基づく17自治体の検査のあり方ということでありまして、これをきっかけといたしまして、それ以外のところで行われている検査につきましても、どういうふうにしていくのかを考えるきっかけになれば大変ありがたいと思いますし、これ以降の意見交換でも、17都県の検査のこと、それ以外のところで自主的にやられている検査のことについていろんな方のご意見をお聞きし、または意見交換ができればと思っております。どうぞこれ以降、よろしく願いいたします。

○司会（消費者庁・藤田氏）

ありがとうございました。

それでは、ここから約15分間の休憩とさせていただきます。只今2時22分ですので、切りのいいところで2時40分までの休憩とさせていただきたいと思っております。

先程も述べましたが、パネルディスカッションの参考とさせていただきますので、この時間を利用いたしまして、質問用紙にご記入いただければと思います。休憩時間終了までに後方の回収箱がございますので、そちらにご提出をお願いいたします。また、係の者が回りますので、手を挙げていただければ回収にも参ります。

なお、せっかく書いていただきましても、時間の都合上、全てのご意見、ご質問を取り上げることは多分できませんので、ご了承ください。質問用紙は集めてすぐに急いで確認をして、急いで読み上げますので、なるべく大きな字でわかりやすく書いていただけると取り上げやすいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、皆様から事前に質問をいただいておりますけれども、ここで整理してぱっと並べてやりますので、この会の中では是非取り上げてほしいという方は、申しわけございませんが、再度この質問用紙にご記入をお願いいたします。

本日、取り上げられなかった質問ですが、回答については関係府省のホームページに掲載するなど、今後対応を検討いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、再開は2時40分からといたしますので、それまでにお席にお戻りください。よろしく願いいたします。

(休 憩)

○司会（消費者庁・藤田氏）

それでは、時間となりましたので、プログラムを再開いたします。お席にお戻りですか。隣近所の方は戻ってこられたでしょうか。

ここからパネルディスカッションですけれども、まずご登壇いただく方々をご紹介したいと思います。ちょっと会場が平で見にくいと思いますので、ご登壇いただく方はご紹介するときちょっと立ってご挨拶いただくと顔が見えてよろしいかと思います。発言のときは、お座りになっていただければと思います。1人1分程度で簡単に軽く自己紹介をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

まず、京都生活協同組合副理事長の柴田弘美様です。よろしく願いいたします。

○柴田氏（京都生活協同組合）

よろしく願いいたします。皆様、こんにちは。京都生協の柴田と申します。本日は、機会をいただきありがとうございます。

生協は、事業や活動を通して組合員の暮らしや住みよい地域づくりというのを目指しております。その中で、私個人としても、食品中にある放射性物質に関して関心は高いですし、組合員さんの関心も高いということです。そんな中で、検査について、それと管理体制について、まだ十分に理解が広がっていないという点もあると感じております。今日は共に考え合いたいと思っております。

日本生協連では、放射性物質の検査をしておりますし、その検査の結果も公開しております。今日は私も1人の消費者といたしまして、安全に食品を使いたいという思いを持って、共に考え合いたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○司会（消費者庁・藤田氏）

ありがとうございます。

続きまして、農業法人でんぱた取締役の鈴木正美様でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木氏（農業法人でんぱた）

皆様、こんにちは。福島県矢祭町の農業法人でんぱたの鈴木と申します。

私の本日の役目といたしますか、福島農業の生産と販売の現場を皆様のもとにお伝えできればと考えております。皆様とよい時間を過ごしたいと思います。どうかご質問、ご意見をいただきますようお願いいたします。(拍手)

○司会（消費者庁・藤田氏）

ありがとうございました。

続きまして、イズミヤ株式会社人事総務部総務担当部長代理の斎藤様でございます。よろしくお願いいたします。

○斎藤氏（イズミヤ株式会社）

斎藤でございます。よろしくお願いいたします。私は、2005年から品質管理業務を13年ずっとやっております。

この放射性物質の検査に関しましても、当時、震災直後かなりいろんな行政の方とのお話しもさせていただきまして、消費者の方との懇談会でも小売業、スーパーとしてどう考えているんだというお話もさせていただきました。また、こういうパネルディスカッションじゃないんですけれども、一度シンポジウムでイズミヤの考え方はどうなんだというお話をさせていただいたこともございます。

今回、あれから5年たったということで、少しまた考え方等をお話しする機会があるかなということで、今日は参加させていただきました。今日はよろしくようお願いいたします。(拍手)

○司会（消費者庁・藤田氏）

ありがとうございました。

続きまして、先程情報提供をいただきました公立大学法人福島県立医科大学放射線腫瘍学講座助教の佐藤久志先生です。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

先程情報提供させていただきました。私も子供が2人いて、震災当初は逃げようかどうか迷ったほうです。ただ、感覚で守ったら、逆に被曝を増やしていたという自分に気がついて、科学というものを身につけることで効率よく子供を守ることができたので、今福島に住もうという決断ができました。結構、放射線は難しいですから、一長一短で基礎知識が入らないとは思いますが、こういう会によく足を運ぶとだんだん知識がつくと思いますので、できれば皆様も科学的な物差しというのをつくっていただくと、少し自分の価値観、判断ができると思いますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

○司会（消費者庁・藤田氏）

ありがとうございます。

続きまして、産経新聞東京本社編集局文化部記者の平沢裕子様でございます。

○平沢氏（産経新聞東京本社）

産経新聞で生活面の記事を書いております平沢と申します。私がどういう記事を書いているかは、資料に私の記事の紙が入っていますので、後で読んでいただければと思います。

私は今、東京本社におりますが、10年前に大阪本社にありまして、大阪にはとても親しみを持っております。というのは、今は電車に乗っても皆さんスマホを見ていますが、当時は新聞を読んでいる人が多く、大阪では産経新聞を読んでいる人が多かったんですね。東京ではあまりみかけなかった光景だったので、大阪にきてとても感激したのをよく覚えています。ということで、今日の会場でも産経新聞を読んでくださっている方が来ていただいているかと思うと、私が話すことも信頼していただけるのではと期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○司会（消費者庁・藤田氏）

ありがとうございました。

また、本日は質疑対応者といたしまして、行政担当者も登壇しております。ここで軽くご紹介をさせていただきます。

まず、内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官の箆島一浩さんです。

○箆島氏（内閣府食品安全委員会事務局）

箆島でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（消費者庁・藤田氏）

続きまして、大阪府健康医療部食の安全推進課監視指導グループ課長補佐の湯城正恵さんでございます。

○湯城氏（大阪府）

大阪府の湯城と申します。よろしくお願いいたします。

○司会（消費者庁・藤田氏）

また、前半で情報提供いたしました厚生労働省、藤井大資さん、それから農林水産省、吉岡修さんも登場しております。

それでは、ここからの進行はファシリテーターをお願いいたします。ファシリテーターは、国立大学法人長崎大学広報戦略本部准教授の堀口逸子先生でございます。

堀口先生、よろしくをお願いいたします。

#### ○堀口氏（長崎大学）

皆さん、こんにちは。長崎大学東京事務所の堀口と申します。

時間がもったいないので、始めていきたいと思います。事前質問、そして本日フロアから、休み時間の際にたくさん質問用紙にご意見、ご要望、質問等をいただきましてありがとうございます。できるだけ皆さんの声を生かしてパネルディスカッションを進めていきたくと思います。

先程行政担当者、厚生労働省、農林水産省のほうから、29年度以降の検査について案というもののなかで、対象品目の分け方、継続の目安の明示、それから例示の見直しの3つにつきまして、皆様に情報提供がありました。それについてパネラーの方から何かご意見をいただくとともに、資料につきまして幾つかご質問もありましたので、まずパネラーの方から、先程のプレゼンテーションで何かご意見、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

どうぞ、柴田さん。

#### ○柴田氏（京都生活協同組合）

先程はわかりやすい説明をいただいた上でということですがけれども、現在、国が行っている検査については、生協では一定不安の声もありまして、継続して進めていただくのがいいかなと思っております。放射線というのは、食品添加物とか農薬のADIのようにとってもいい量というのが決まっているわけではありませんし、できるだけ浴びないほうがいい、とらないほうがいいというふうに認識しております。

また、たくさんの専門家の方々のお話も見解に相違があって、差も大きいと思っておりますし、私たち一般消費者には正しい判断というのがなかなか難しいと思いますし、なおさら自分にとって正しいかどうかという判断は難しいと考えております。そういうふうに考えますと、現段階では自分たちの住んでいる地域ごと、地区ごと、品目ごと、そういうような網羅的な検査をしていただくのが消費者の安心につながると感じています。

先程ご説明がありました、Aの案、Cの案ですかね、そちらにも通ずるんですけれども、同じ地域で同じような食材であれば、例えば同じところでとれた



ジャガイモとサツマイモということだと、それはどちらかで代用できるのではないかと思っておりますし、科学的根拠に基づいたセシウムの吸収率が同じような農産品でしたら、その野菜を統合して調べるというのもありかなという考え方には賛同します。

1つだけちょっとわかりにくいなと思ったのがBのところでした、3年間出していないものも調べるというように、丁寧にご説明いただいたと思うんですけども、3年間の根拠と言ったらあれですけど、なぜ2分の1になるまでということかというと、そのご説明は消費者にはちょっとわかりにくいのではないかなという感想を持ちました。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

今いただいた最後の消費者にわかりづらいというのは、このご意見の中にもありまして、3年間というのと半分というのわかりづらいというのは、同じように何枚かいただいています。

直近3年、50ベクレル/kg以下の科学的根拠がわかりません、なぜ2分の1なのか教えてくださいという形でご質問も来ております。加えて何かご意見等はありませんか。

はい、どうぞ。

○鈴木氏（農業法人でんぱた）

農家の立場から一言話をさせていただきますと、両方の思いがいろいろあるんです、実は。福島県は、今、玄米を出荷の段階で全袋検査というのを実施しているんです。これは出荷のお米以外に縁古米、いわゆる親戚に送る米、そういったものをもろもろ全て含めて検査をしろということで、放射線の検査を受けているんです。先程産経新聞の平沢さんの記事にあったように、こういった検査費用がかなりの金額になって、これが国費から出ているというのは、我々にとっても、あまりいい思いはしていないんですよ。

ところが、今の生協の副理事長さんがおっしゃったように、じゃ、消費者の方はどうなんだということになってきますと、またこれは話が別で、「気にしないよ」という消費者の方がいる一方で、やはり放射線の検査を受けて、「それをつけてくれないと、私のところではおたくの米は買いませんよ」という流通段階での業者の方の声がいまだにはっきり出される。私たちがスーパーに出荷しようとする、あるいは百貨店に出荷しようすると、取引条件の中できちんと放射線の結果票を添付することが義務づけられるわけです。だから、これを全部撤廃されるということになると私は心の中で、国費を投入することには非常

に思いがあると、さっき言ったのとは裏腹に、今の流通過程で福島県のお米から放射線の検査結果を外してしまうということは、我々の売る米の取引先がなくなるということです。ですから、消費者の方の声がこの中間流通業者の考えを変えるのか、あるいは国の示す方向性が中間流通業者の方々の態度を変えさせることができるのか、私は福島県の米が売れるか売れないかは、この1点にかかっていると思うんです。ですから、「私らは気にしませんよ」という消費者の声が本当にこの中間業者の方を揺さぶっていただきたい。あるいは国が責任を持って、そういった流通業者にかかることのないような環境づくりをしていただきたい。そうしないと「損害賠償は終わりますよ」、「放射線の検査も終わりますよ、もう5年も6年も福島県に投じてきた金額が莫大になるんだから、もうこの辺でいいでしょう」といって福島県への対応を切られると、福島県は賠償をもらって、今何とか細々と食べているという人がほとんどなんです。賠償金をもらって原発前のお客さんが戻ってきましたという業者などおりませんから、賠償がなくなるということは、もとの何もない状態に戻しますよと宣告されているのと一緒になんです、我々は。

今、福島県のもの販売が戻ってきましたなどというニュースもありますが、あれは米に例えるならば、福島県のお米をわけのわからない混米の材料に使われている、あるいは福島県の昔5本以内に入っていた産地の米が、福島県の名前を捨てて一番安い米として取引されている。東北のお米はうまいから南の米と混ぜちゃって、それをチェーン店の井とか何かに入れちゃえばわかんない。そういう流通の中に今、福島県のお米があるだけで、昔私が30年前頃に農協で農産物の販売をやっていたころの、農業王国福島県のそういう形は全く今はないんです。だから、なくすならなくしてもいい。ただ、きちんとそういった環境づくりをできるという確固たる確信のもとにそうなるんだったら、私たちはいい。ただ、そうでないと、今、福島県が何も形づいて守ってもらえるものがなくなってしまう中で、「さあ、福島県、頑張ってください」と言われても、そういう環境が果たして、今消費者の皆さんの胸中にあるかどうか。ここがむしろ私は問題でないのかな。

私たちも一生懸命販売の努力をしております。多分、原発事故以前の何倍もの努力をしています。それでも離れていった人は依然として戻ってこない。今ついているお客さんは、新たに守ってやろうという気持ちのお客さんだけです。ですから、前の通りの収益を見込めるなどという未来がいつくるのかは、甚だ不安な状態だと私は考えています。

でも、1つだけ言えることは、そんな話を常日頃、ぶつぶつ言って下を向いていたのでは、お客さんは余計逃げていってしまうので、にこやかに明るく振舞って新しい客層を何とか増やそうとする努力を今しているというのが私らの

現状だと思うので、この表でいう飼養管理が可能な品目に米も入っていますが、「飼養管理ができて、過去の放射線のベクレルが少ないからこれでなくしますよ」と言ったら、果たして本当に取引は守られるのかどうか、推進できるのかどうか、その辺は十分に見極めていただきたい、そう考えております。

○堀口氏（長崎大学）

鈴木さん、ありがとうございます。

それで、消費者に届くまでの間に人がいるというお話があって、済みません、間に立たされているイズミヤさんが来ているので、申しわけないんですけども、イズミヤさんの会社のお話で結構でございますので、何かご意見がありましたら、どうでしょうか。また、このガイドラインにつきまして、多分、自社製品などもあると思いますので、お考えがもしありましたら教えてください。

○斎藤氏（イズミヤ株式会社）

今のお話を聞いて、本当にもっともだなと思う部分がございます。私は先程も申し上げましたように、こういうふうな業務をしていますので、わりと放射性物質に関してはわかっているほうなんですけれども、我々の従業員、またお客様がどこまでわかっているのかなというところが、まずポイントだと思います。だから、行政の方が29年度以降の検査についてこういうふうな方針でいきたいというお話をされても、消費者の方が理解されていなければ、意味がないことじゃないのかなと思っています。

これ、なぜかと申し上げますと、我々は、当時ですけれども、かなりお客さんからお言葉をいただきました。「この商品は大丈夫なんか」といっぱい言われました。そのときに我々はわかっていたから、行政の方がこんだけ検査をしているんだと。特にスーパーですから、スーパーのほうに行政の方が入って園芸用品の腐葉土まで簡易検査するんだというふうに来られたこともあります。それに関しては、我々は大歓迎でした。していただくことによって、お客様に対して「安全です」と言い切れるんですよ。それを言い切ったとしても、お客様のほうは「どうしても不安だ」「特に私の子供はまだちっちゃい、赤ちゃんなのに大丈夫なの」と、こういうふうな声をいっぱいもらったんですね。これは消費者の方、我々の従業員もそうですけれども、本当に正確なことを理解していないからだと思うんです。

今の取引のお話でありました、放射性物質検査の件ですが、国が検査を行わないのであれば、我々が検査します。検査をして、一般食品で言ったら、100ベクレル以下が基準になっていますけれども、もし検査したところで40ベクレルが出た、基準以内ですわな。基準以内やけれども、ちょっとでも出たら、「ああ、

危ないかもしれない」、当時はそうなんですよね。だから、敬遠して買わない。「買わない」イコール「売れない」、「売れない」イコール「商品仕入れ担当バイヤーは扱わない」、こういう負のスパイラルができるんですよ。

ですから、そこら辺で、先程の行政の基準もありましたけれども、きちっとした基準を持って、それでクリアしているんだと。出ても当たり前じゃないですけれども、検出限界というのがあって、「検出せず」というのが一番なのかもしれませんが、少し出たぐらいで知識さえあれば、「ああ、大丈夫だね」。風評被害だけで、福島県産がどうのこうのということはなくなるんじゃないかなと思っていますので、この29年度以降の検査についての案をいただいたんですけども、まず一番は、我々も含めた消費者教育が一番じゃないのかなと。それができてから、一歩前に進むべきじゃないのかなと私は考えます。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

フロアからいただいている中でも「放射性物質の検査結果は、一般消費者にとっては非常にわかりにくい内容だと思います。より簡易な表現で安全宣言できないものでしょうか」とか、今言われたと同じように「汚染実態は、現状のごく一部の地域を除き、健康への影響はほとんどないと考えられる。検査は再評価をして組みかえていくほうがよいと思う。しかし、消費者の中には不安に感じられる方もいらっしゃるので、行政がしっかりコミュニケーションを行っていくべきだと思います」と。あと、「ガイドライン別表の17都県と品目の表について、管理できるできないを分けたほうがいい。表に県名があることでリスクのある県と思われる。消費者に説明しやすい表をつくってほしい。これは説明しにくい」と。「説明しにくいです」というようなご意見もありましたので、ちょっと紹介しながら。

そしたら、平沢さん、どうですか。

○平沢氏（産経新聞東京本社）

先ほど生協の方が、「放射線について、科学的な事実がいろいろあって、専門家がいろいろなことを言うから分からない」というようなことをおっしゃっていましたが、100ミリシーベルト以上の場合には放射線量とがんで死亡する確率の間に直線的な関係があることが分かっています。100ミリシーベルト以下の場合には、影響が小さすぎて、どのような関係があるのか詳細は分かりませんが、それよりも野菜不足や運動不足の方が健康によくないということは分かっています。ですので、現在の基準値以下の食品であれば、食べても健康

に影響があるものではないことは分かっていたきたいと思います。

また、「安心できない」「不安だ」という感情は、人によって違いますが、検査をいつまで、どの範囲で続けるのかについては、多くの人の理解が必要な問題です。ただ、現在の日本の基準値自体が非常に厳しいもので、示された見直し案は、その厳しい基準値のさらに半分以下の状態が3年続いた場合を想定しており、これは十分に安全だと判断できるものと思います。

先ほど鈴木さんが検査をやっても福島のお米がなかなか売れないという現状について話していましたが、検査を見直すことでかからなくなったお金は風評被害対策に回すなど有効活用してもらえればと思っています。

○堀口氏（長崎大学）

佐藤先生。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

皆さん、多分科学的という言葉をよく使われるんですけど、歴史的にここからだめだよという量がかなり低いところでスタートして、そのさらに100分の1の量の結果が出たのに何となく心配。「何かが心配」何が心配なのかがわかってないのに心配、難しいんですね。つまり、例えば「自分の子供が将来がんになっちゃうリスクが増えるんじゃないかということ」を心配している」とか言ってもらえれば、僕らも数字で対処できるんですけど、「何となく心配」その原因で、例えば福島県で生産者の方が頑張って、流通の方が頑張って、行政の方はデータをまとめこうやって報告しているのに、誰も褒めてくれてないで非難ばかりして、どうしようみたいな話になっている。誰も褒めてくれないですね。

歴史的に見たら、こんなに流通でセシウムがコントロールされていた事実はないんですよ。年間1マイクロシーベルト、難しい単位で言って申しわけないんですけど、これは今日1日、皆様が自然被曝で浴びる量ですよ。それが年間で追加されて「どうなの」と言われたら、「何ともない」というふうに僕は答えます。

ただ、それを心配と思うかは個人の差があるにしても、あまりそれを表立って言われると、やっぱり心配し過ぎでしょうという話なんです。

○堀口氏（長崎大学）

フロアからのご意見としては、「福島県産食品が安全安心と国内だけではなく、近隣諸国に理解してもらうまでは検査は必要なのかなと思います」というご意見がありました。

それから、先程流通のお話がありましたので、流通の方からご意見をいただ

いております。「各社は、自主検査を行っており、その費用もばかになりません。社内でも絶対に出ない放射性物質の検査を継続することへの疑問も少しずつ出ています。関西方面のほうが厳しい意見が残っているのでしょうか。関東方面や東日本での意見はどのようになっていますか」というご質問をいただいたりしています。

鈴木さん、どうぞ。

○鈴木氏（農業法人でんぱた）

私の住んでいる矢祭町というのは茨城県のちょうど県境で、福島県の一番南の町なんです。でも、販売物は原発事故以降、6割程度に減りました。業者が使う学校給食用とか営業用のお米、こういった業者さんが使う米については全部なくなりました。そういったのは戻らないというのは、この紹介に書いた通りなんですけど、ただそういう私でさえ、全袋検査にあれだけの人数とあれだけの時間をかけているのが、非常に無駄だというふうにいつも見えています。だから、本当に裏腹なんですよ、自分の中でも。だから、何とか皆さんのほうから希望の意見を聞かせてほしいぐらいの話なんですけど、検査をすれば「まだ危ない可能性があるから検査してんじゃないのかい」という人が必ずお客さんの中にいる。やめたらやめたで、「何で検査しないの」「そんな裏づけのないものは買わない」というお客さんも必ず出てくる。どっちも常について回るんですよ。ここは本当に裏腹。

ただ、さっき言ったように、国費をあれほど導入して、矢祭町で原発のとき以降に米の線量を測って、ただの1袋も出てませんから、毎年毎年やっているのに。一番最初の年度で出ないのに、2年目、3年目が出るなんていう可能性はないですよ。それでも毎年毎年、全袋やっているんですよ。農家の私たちの目から見ても、こんな無駄な金、どっから出てくるんだという話ですよ。ただ、それが、こと流通という段階に入っていくと、つけないと売れない。ここなんです。ここを何とかしてほしいというのが、さっきの言葉とまた合わさってしまうんですよ。

だから、先程平沢さんがおっしゃったように、もし全袋検査をあと何年でなくしますよという方向性が出るのであれば、これにかかった費用の何分の1でもいいから、中間流通業者の方、そして消費者の方に十分ですよというぐらいの、そういった違う意味でのPRに使っていただきたいというかね、そういうことを願うばかりなんです。

福島医大の先生がおっしゃったように、私ら、こんなおばけと戦っているような話ですから、線量が出てもないのに誰も買わない。何なんだって言うと、本当、おばけと戦っているような話ですよ。

○堀口氏（長崎大学）

そうですね、その裏腹で裏と腹、腹と裏なのかわからないんですけど、「検査をしてもセシウムが検出された事例がほとんどない中で、検査を継続する必要はないと思われるけど、安心を求める方からの要望は現在もあるため、安心の確保にはもう少し時間を要すると考えます」というフロアの方のご意見もありますし、「現在は基準値を超えたものはほとんど野生のものであるが、野生のものを食べられる方はほんの一握りだと思う。また、気にされる方も一握りだと思います。その一握りの方を対象に税金を使い続けるのは不公平感を覚えますが、いかがでしょうか。税金を支払っている者としては、効率的な運用をしてほしい。そもそも放射線とはそういうものじゃなくて、添加物や農薬、そういうふうなものでも100%食品に安全なものはありません」と書いてありました。

皆さんのいろいろなご意見をいただいておりますが、じゃ、順番に柴田さんからいきます。

柴田さん、どうぞ。

○柴田氏（京都生活協同組合）

先程イズミヤさんから消費者教育というお言葉が出たんですけども、生協は科学的知見に基づいてというところでは、佐藤先生の言われるところとか平沢さんからコメントをいただいたことに何か反対とか、そういうことではなく、もったもな話だなと私個人としては思っています。

生協の基準というのは国に準じています。そこを補強するために日本生協連、それと近畿地区ならコープきんき、京都生協の独自商品なら京都で、それぞれの検査をしているという点も付け加えさせていただきたいと思います。

それと、去年は、消費者庁さん、京都府さん、それと福島県の生産者の方、JAさんなどと連携し組合員や地域の方々と共にリスクコミュニケーションなどをしてきています。その中で言えることは、今日のようないろんな立場の方の話を聞けるところに参加される消費者の方は、必ず購買行動が変わると感じています。それはなぜかというところ、正しい情報が手元にとれて理解し納得されるからというふうに思います。だから、今のそれぞれの立場からの話を直接聞いて、自分が判断できることが一番大切だと思います。生協に限らずイズミヤさんもされているかもしれませんが、やはり生産者と消費者が交流できるというのは生協の強みでもありますし、そこを大事にしています。また、専門知識のある職員さんもおりますので、組合員さんから要望があれば、各エリアで学習会をしています。福島でお米の全袋検査をされていると聞くと、やっぱりそれは安全だということが見えて、安心に繋がります。それは「じゃ、買

います」という消費行動に変わると思うのです。

今、言われたところの中間業者としての責任ということもあろうかと思いませんし、消費者として私個人としても、そういう情報をとりに行くというのは大事かなと思います。ただ例えば環境によってとりに行ける人、行けない人、それから関心のない人、ある人、本当に様々ですので、できるところの努力もしつつ、正しい情報が届く事が必要だと思います。先ほど報告がありましたように、たくさんの関連されている方々の努力、それから生産者の方々の努力、それぞれの企業の努力で今に至っているというのは、本当にその通りだと思っています。

○堀口氏（長崎大学）

いえいえ。それで、消費者教育のお話に似ているご意見としては、「検査効率化のめり張りをつけて、食品全体のリスクを下げるための案としてはよくできていると思いました。しかし、その前段階、肝心の放射性物質の検出状況を検査結果について、あまりにも知られていないと思います。これを知っていただくには、どの省庁のサイトをどう検索するかまで手とり足とり周知するのではなければ難しいのではないかと。新聞一面を使って安全とうたうのではなく、調べ方、情報へのアクセスの方法を広告するなど、いかがでしょうか」と。「安全と思うかどうかは国民一人一人に任せるという行政は、情報そのもの、情報へのアクセス方法を提示することに徹した上でリスクコミだと思います」というご意見をいただいております。

同じように「福島県の空間線量は大阪府やその他の地域と変わらないのに、どうしていつまでも風評被害があるのか」、今日、マスコミで平沢さんがいるので「こういったことをマスコミを通じてもっとアピールすべきではないか。今後、風評被害について対策は何か考えているのですか」というものもありました。

ということで、手をさっき、はい。

○斎藤氏（イズミヤ株式会社）

先程消費者教育という話をしたんですけれども、おっしゃられた通り、本当にその機会があるのかという部分もありますので、我々はせめて「こういうことをしたらどうなのか」というのをチェーンストア協会としての方向性を検討しています。私はイズミヤの人間ですが、名古屋のユニーさん、それから四国のフジさん、この3社で同じプライベートブランド商品をつくっています。その放射性物質の検査の結果公表の仕方を変えたらどうだという話を今進めているんですよ。何かというと、皆さん、今日、来られている方は多少なりとも



興味があるので、一般食品が100ベクレル以下、乳児50ベクレル以下、飲料水が10ベクレル以下、それはご存じかもしれません。ただ、一般の方は知っていますか？ 多分、ほとんどの方がこれの数字を知らないと思うんですね。我々がゲルマニウム検査をして、さあ、40ベクレル出ましたよ、30ベクレル出ましたよ、「出た、怖い、買わんところ」これやったら意味がなんですよ。

ですから、今その3社で話をしているのが、丸とバツにしようかと。数字で出さんところかと。一般食品で100以下やったら丸ですと。100を超えたらバツですと。丸、バツのほうが消費者にとってわかりやすいんじゃないのと。我々が検査結果を出すことによって、不安をあおるようなことをしているんじゃないのと。本来ならば、「きちっと出してほしい」というリクエストも消費者からございます。だから、今までずーっときちっと検査結果を出しています。しかし、消費者教育の一環という部分が進まない限り、消費者に誤認を与えたいけない。そういうふうな部分がございますので、やり方をどうしたら理解していただけるんだらうということを模索して、そんなやり方はどうなのかということは今検討している段階でございます。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

伝え方を検討されているということとして、フロアからの意見としては、「検査をしているから安全ではなくて、これまでの検査結果というエビデンスに基づいて食品への影響は限りなく低減されたと明示してほしい」というご意見で、あと「保険をかけるような検査対象を広げての例示を29年度での検査計画では削除してほしい」ということであります。

平沢さん。

○平沢氏（産経新聞東京本社）

消費者教育についてですが、イズミヤさんの先ほどのお話では、従業員の方の中には、食品に含まれる放射性物質について理解されていない方もいらっしゃるということでした。イズミヤさんをお願いしたいのですが、働いているすべての方が放射性物質の検査について理解できるような社員教育をさせていただいて、お客さんから問い合わせがあったときに「市販のお米はすべて大丈夫です。福島のお米はすごくおいしいですよ」と伝えていただければと思います。

また、お米売場などに「福島のお米はしっかり管理されて栽培されているので安全です。大丈夫です」ということをポスターなどで張り出してもらうことはできないでしょうか。消費者教育が必要といっても、学校教育を終えた人が教育を受ける機会というのがほとんどないのが現実です。そんな中で、スーパ

一が消費者に正しい情報を伝える拠点になってもらえればと思ったのです。いろいろな情報が氾濫する中で、「まだ心配」と思っている人たちに、スーパーを拠点として正しい情報をしっかり出していくのは、我ながらいいアイデアかと思ったのですが。ぜひイズミヤさんに頑張ってもらえればと思います。

○堀口氏（長崎大学）

鈴木さんはどうですか。

○鈴木氏（農業法人でんぱた）

事例として、こういうことがあるんですよ。私どものほうが、ある神奈川県認定こども園の学校給食に米を供給していた。そしたら、原発事故の後、私のところは、放射線に関する結果票を毎回その園に送り続けた。1カ月に1回ずつぐらい送っていたんです。それから、福島県の公表している資料も送っていた。その園長先生は、「もう矢祭のお米は大丈夫なのはわかっているから、大丈夫ですよ」と言ってくれた。ところが、その後から今度は1週間ぐらいたら、その園の女性職員から電話が来て、「鈴木さん、ごめんなさい。うちの園長先生が黙ってると言うんだけど、保護者から「何で福島のお米をとっているんだ」と突き上げを食って、大変な騒ぎになっているんです」。今、平沢さんのおっしゃる、消費者個々はそんなに気にしていないというのと、それから消費者の一部しかそういうことを気にしていないという話があるんですが、でも現実の取引の中では、一部の消費者の人が全体の取引量を壊してしまっているということも現にあるわけですよ。今回のことの災いの一部として知っていただきたいと思いますなど。

それから、もし国が今後「放射線量の検査をやっても無意味なんですよ」「安全なんですよ」と、もし言ってやめたとする。そうしたら、そのときに僕は、ここに生協さんがいるから悪いんですけど、生協さんはきっと続けますよ。「うちのは安全ですから」。それから、産地とか販売者の中にも必ず出てきます。「自主検査をします。うちは大丈夫です」。だから、国が費用を払わないにしても、販売の中でこういった力関係がどんどん出てくることによって、またいろんなひずみが出てくる場合もある。そんなこともちょっと今の話を聞いていて感じました。

○堀口氏（長崎大学）

学校給食の話は時々私も耳にしております。ここに文部科学省が参加できていないので、多分この食品の問題はおっしゃる通り、文部科学省も一緒に考えていかなきゃいけないのかなと個人的に思っています。

放射性物質検査に携わる方からいただいております。「検査数を削減すること、検出する可能性、基準値超過する可能性の少ないものには賛成ですが、各事業者で検査を行う判断基準を決められるように、国、自治体で実施した検査結果をまとめて閲覧できるデータベースがあればよいと思います。年度、地域、品目がソートできるようなもの」というふうに書いてございます。

それから、今のなくなる話ではないと思っているんですけども、フロアから似たようなご意見をいただいております、1つは「資料2の4ページに示されている通り、現在の日本の基準値は追加線量の上限測定値が1ミリシーベルトで、EUやコーデックスと変わらない妥当性のあるものであることは理解している。しかしながら、事故から5年以上たった現在、ほとんど食品から放射性物質が検出されなくなっているのに、放射性物質を含む食品の割合の仮定値が50%のままで基準値がつくられていることについては、納得性が低くなっていると考えます。検査体制の見直しとともに、この基準値そのものの見直しを行って、国際整合性を高めていただきたいと切に望みます」と。

同じような形で、「一部検査継続を望む声は根強く残っていますが、実態はやめたくてもやめれないのが現状だと思います。この間の検査結果をもとに国として安全宣言を出し、一気に縮小していけないでしょうか。多額の費用は復興に充てるべきと考えます」というのと、「説明のあった国のガイドライン改定には異存はありません。検査のあり方ではありませんが、今も不条理な輸入禁止措置をとっている国があり、そういう国に検査データを示し理解を求める努力をしているのか知りたい」というような、海外に関してのお話もありましたし、先程保護者の方からこども園の園長先生がご意見をいただいたということでしたけれども、「食の安心安全に興味のある学生、若い人は少ない。そのような人たちに対して、テレビやネットなどの情報のみで食品中の放射性物質の現状を正しく理解してもらうことは難しいように思う。検査のあり方と同時に国民の安全安心への興味喚起を今後どのように促すのかを考えることも重要に思います」というような感じでいただいております。それから、「放射性物質の検査結果は一般消費者にとっては非常にわかりにくい内容だと思います。より簡易な表現で安全宣言できないものではないでしょうか」と。

それから、今日はちょっと牛の話に触れていただいておりますけれども、「消費者の安心や企業等の付加価値という意味では、ある程度のモニタリングは必要だが、科学的根拠に乏しい牛の全頭検査のような事例は削減すべきと考えます。ガイドラインの改正内容に賛成です」というお話がありました。それと、「牛肉の全頭検査に対する考え、国として方向性は煮詰まっているのでしょうか。安心安全とコストパフォーマンス、悩ましき課題だと思いますけれども」と、牛の検査についてご意見をいただいております、BSE全頭検査とは多分言われて

いないと思いますけど、「全頭検査ということに違和感を感じました」というお話がありました。

それから、あと原木シイタケについてお尋ねがありまして、「なぜ放射性物質を含む原木を使用しなくてはならないのかがわからない。安全を目指すなら原木を検査して、放射性セシウムを含まない原木を用いてきのこを生産すればよいのではないのでしょうか」という質問なんですけど、吉岡さん。原木シイタケは。

#### ○吉岡氏（農林水産省）

いろいろとご質問をいただきましたけれども、とりあえず原木だけお話をしたいと思います。

林業者の方は、この原発事故の前というのは、例えば自分の山でとれる原木を使うとか、原木の産地のものを使うとかでやってきたわけですね。実は、福島県というのは、原木の産地だったわけです。今回の事故があつて、原木に放射性セシウムがたくさん含まれているときのこに移るものですから、農林水産省の中の林野庁というところが、原木の中に含まれる放射性セシウム濃度の目安の値を決めておりまして、原木の中に50ベクレル/kg以下であれば、きのこで100を超える可能性は非常に低いということで、実際に県の方にも努力をいただき、生産者の方にも努力いただいて、それを超えない原木を使っただいております。

ご指摘があつたように、全くセシウムを含まない、全くってちょっと言い過ぎなんですけれども、例えば九州から原木を持ってきて使うとか、それはやったほうがより低くなると思います。ただ、やっぱりそこは林業という商売といいますか、経営ということもありますから、どこまでそういうものを持ってきて経営として成り立つのかということもありますし、ここは是非理解をしていただきたいんですけれども、基準値を超えないものであれば十分に安全は確保されているので、必ずしもそれは検出されないということを目指しているのではないということをご理解をいただければと思います。

#### ○堀口氏（長崎大学）

最後、似たようなご意見をご紹介させていただきますが、「17都県での検査に加え、流通先（いわゆる消費地）においても、自治体での検査を求める声がいまだに根強く残っている状況です。自治体間の連携、行政と民間の連携という意味でも、検査の効率化を考えていっていただきたいと思います」というご意見、それから「そもそも食品における検査の必要性があるのか」というご意見もいただきました。「特に自主的に行っている各企業においては、食品の安全性

を自社で証明、確認することも必要であるが、どこまでの消費者がそれを理解し、情報を必要としているのかが見えてこない」という食品の事業者さんからご意見をいただいております。

あと、結構情報に関するご質問とかをいただいているんですけども、検査に関してでは、「17都県以外の多くの地方自治体が自主的な放射能検査を継続して実施している。これは原発事故発生時の国民の不安を解消するためには必要な措置だったと考えるが、最近になるとその意義が薄れてきているように思います」と。「しかし、一度始めた検査をやめるには、特定の自治体だけがやめるというのは、かなりの反発が予想される。国が17都県以外の自治体も含めた検査体制を明確に線引きする予定はありませんか」というようなご質問などがありました。

主に検査と今日の資料を含み、「わかりづらい」というようなご意見もいただいておりますけれども、これで大体質問のところでは1つ、吉岡さんに解説が必要かなと思うのは、「50ベクレル/kg以下を目安とされていますが、100ベクレル/kgの基準でよいのではないのでしょうか。なぜ、2分の1なのでしょうかとこのところで、科学的根拠はありますか」というようなご質問と、あと原木きのこ類の取り扱いで、「平成15年から100ベクレルを超過した品目は3点のみであり、管理が十分にされている。しかし、改正案では管理が困難な品目と同様に扱うとのことであり、この改正案には疑問が残る。生産資材の影響を考慮するという理由からこのように扱うとのことだが、スライド23の結果を見る限り、しっかり生産資材を含めて管理できているのではないか」というご意見をいただいております。

「2分の1」と「100ベクレル」と「3年間」については、もう一度説明をしていただければと思います。

#### ○吉岡氏（農林水産省）

検査を継続する目安の3年間、2分の1を超えるものが1つでも出たら検査を継続してくださいという目安なんですけれども、国でこれを案にする上で非常に悩みました。一番悩んだところです。放射性物質は、全国に均一に降ったわけでもございません。それから、検査をするときには空間線量が高いところ、それから基準値を超えたところを重点的にやるというふうにやっております、ランダムサンプリングにもなっておりません。ですので、食品安全でよく使います、こういう状況であれば95%の確率で100ベクレル/kgを超える可能性がこれくらいというようなことはできないんですね。そういう中で、今までの検査結果から見て、あるいは日本の基準値がコーデックスのガイドラインから見て10の1ということなども含め、そして実際の検査結果を見て、どういうふうに

するのが検査を効率化するのにはいいかということで、今の案にしたということです。

3年にいたしましたのは、やっぱり安定的に下回るというのを見るということで3年といたしました。他の会場でも、「なぜ2年じゃないのか」「4年じゃないのか」「5年じゃないのか」を聞かれましたけれども、そこはそういう意味では行政判断です。

それから、2分の1ということにつきましては、今、国では一般食品の基準値は100ベクレル/kg、それからこのガイドライン上で、県に品目を特定してやってもらう目安が2分の1というふうになっておりますので、それを使用しました。前年度に2分の1を超えた品目は、その県は来年度やってください。今回新たに、2分の1を3年間、1点でも超えれば検査を継続すると考えてくださいということでご提案をしたということです。

○堀口氏（長崎大学）

あと、「資料2のスライド21で、平成23年と27年で検査点数がここまで違うと品目分類の違いでも差が出るのではないのでしょうか。単純比較はできないかと思いますが」ということで、「理数系なのですいません」と書いてありました。

○吉岡氏（農林水産省）

先程原木きのこの扱いについて違和感があるというお話がございました。スライドの22を見ていただきたいんですけども、栽培／飼養管理が困難な品目群をまとめて放射性セシウムの濃度分布を載せてあります。原木きのこ類だけを取り出してみますと、例えば平成27年度の25ベクレル/kg以下のところは89%です。それから25を超えて50以下のところが、原木きのこ類は10.1%ということで、濃度分布から見ますと、やはり栽培／飼養管理が可能な品目群よりは濃度が高いところに分布しているということです。

この表では、栽培／飼養管理が可能な品目群でひっくるめて、あるいは栽培／飼養管理が困難な品目群でひっくるめて載せておりますけれども、農林水産省のウェブサイトでは、先程非常に見つけにくいというお叱りもありましたけれども、県ごとに品目ごとに5年間のものについて濃度分布を全て載せております。大まかに言いますと、栽培／飼養管理が可能な品目群では、ほぼそんなに変わらない状況です。困難な品目群で言いますと、野生鳥獣の肉類のところやっぱり非常に高いところに分布しているという状況にあります。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

それで、残りが20分近くになりましたので、今の皆さんのフロアからのご質問やご意見、それからパネリストの方のお話などを踏まえまして、またフロアのほうからご意見、ご質問等を、例えばパネリストの誰々さんに質問したいとかいうのも含め、ご意見等を言っていただきたいと思いますので、申しわけないんですけど、挙手をしてお話しをしていただければと思います。

それで、一応最初に司会のほうから説明がありました通り、ホームページとかで広く情報提供になりますので、議事録に載せて構わないのであれば、ご所属とお名前、載せてほしくないのであれば、どういうお立ち場でご参加しているかということだけで結構ですので、1人1問というところでご意見、ご質問をいただきたいと思います。

それでは挙手をしていただければと思うんですが、いらっしゃいませんか。そちらの女性の方。

#### ○質問者A

こういう会を催していただきありがとうございます。行政の方はわりと何をやっても怒られるばかりと置いていらっしゃるかもしれないんですけど、感謝しておりますので。医大の先生もホームページなんかもよく参考にさせてもらっているのです。

一般の消費者です。

さっき情報のアクセスについても手とり足とりやってほしいと書いたものなんですけど、ちょっと失笑を買ってしまったような意見かもしれないんですけど、でも本当にそのレベルなんですね。厚生労働省のサイトを見ればいいということも知らない人が多いんです。もちろんネットをやらない人も多いし。私は消費者庁のサイトを見せていただいたら、これまでいろいろ消費者調査の結果が載っていて、福島県の方は不安も大きいけど、でも購買行動はそんな拒否的な人がかえって、他の地域より少ないんです。私はこれはすごく意外だったんですけど、要は情報があるからなんですよ。福島の方が不安は不安だけれども、これは安全と言われている、科学的根拠もあるという見極めができていうことなんですよ。ということは、不安の解消を目的にするんじゃなくて、情報の周知をなんせ徹底してほしいということなんです。報道というのは、やっぱり何か問題が起こったときになされるものなので、ちょっとマイナス、ネガティブな情報が刷り込まれやすいんだけど、よいというか、判断にネガティブな情報とバランスがとれる情報をどこでどうやってとったらいいか、ネットをやらない人はどうやってとったらいいか、そういうことを基準に考えてほしいんです。不安な人を基準に考えるというよりも、情報が届かない人はどうやって届けたらいいか、情報がない人が一体どれだけないのかという

ことを基準に考えていただきたいんです。だから、不安の解消はいいんですよ。

鈴木さんには言い方がちょっと変に聞こえるかもしれませんが、でも実際、地元の方やったらわかってくださいますよね、安全ということは。

○鈴木氏（農業法人でんぱた）

はい。

○質問者A

やっぱり身近にあって、情報が近くにある、毎日放射線量が新聞に載るような地域であれば、どこを見れば情報があるのか、誰に聞けばわかっているのかということがあるわけなので、それがあから安心があるんです。他の地域の人間から見ると、そう見えるんですね。

ですから、不安の解消と言ってしまうと、不安に思うのは自由なわけなので、なんか自由を制限されるような気持ちになる人もいますね。だから、不安に思うのは構わない。ただ、情報はこうなんですということ、適切な情報にアクセスする方法を徹底してほしいなと思うんですね。

あと、それから食品の放射性物質の検査というのは、食品リスクの中のごく一部でもありますけど、食品の検査ということは鈴木さんがおっしゃったような復興政策の中の一部なので、復興政策とのバランスを消費者としても考えていかなきゃいけないなというのはすごく思いました。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

それで、身近に情報ということで、今日、やっと大阪で開催したという反省点はあるんですが、今日は大阪府の健康医療部の湯城さんが来ていらっしゃいますので、国も国ですけれども、関西の方はやっぱり関西の自治体からの情報を受けとめるというのがあろうと思うんですけれども、大阪のほうで何かこの件に関しまして工夫をしているとか、何かこういうことをやろうと思っているとか、やりたかったとか、やろうとかいろいろあろうと思うんですけど、状況とかを教えていただけませんか。情報提供に関して。

○湯城氏（大阪府）

大阪府では、「食の安全安心メールマガジン」というのをやっております、要は登録していただいたら、その方に応じた食の安全安心に関する情報を発信させていただくというシステムをとっています。なので、大阪府のホームページを見ていただいたら登録方法が載っていますので、登録していただければ、



事業者の方ですとか消費者の方ですとか行政の方ですとか、そういう方に応じた情報を発信させていただくということをやっていますので、是非皆様、ご登録のほうをよろしく願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

例えば、関東の県だとホームページで検査結果は毎週リニューアルしているんだけど、県庁の記者クラブに持っていくのは月に1回にしているとか、結構放射性物質の検査を県庁の記者クラブであったりとか、ホームページにどう載せるかというのをご検討されている県もあるんです。大阪は17都県ではないので、別に調べなきゃいけない県ではないと思っているんですけども、何か放射性物質の検査に関して、今どのような情報提供をされているのか。もし検査をされているとしたら、ちょっと知っている範囲内で教えていただきたいです。

○湯城氏（大阪府）

検査につきましては、府内に流通する17都県の食品を中心に定期的に検査をしております、中央卸売市場に流通するような食品と、あとは学校給食の丸ごと検査ですとか食材の検査というの、各市町村さんのほうからご依頼を受けて府のほうでやっています。その結果につきましては、毎週府のホームページに掲載させていただいています。

○堀口氏（長崎大学）

なるほど、ありがとうございます。

じゃ、吉岡さん。

○吉岡氏（農林水産省）

是非私は思いを伝えたくて、今ちょっと発言をさせていただきます。今回は検査のあり方ということで、皆さんと意見交換をずっと1年間やってきましたけれども、やはり一番皆さんからご意見をいただくのは、「情報がきちっと届いていない、それをきちっとやるべきだ」ということなんですね。多分これは正解というか、答えがないんです。役所のほうは、これだけやっているのに届かないとか、あるいはアンケートをとると「検査をしていること自体知らない」という方もたくさんいらっしゃいます。

そういう中で、私はこの1年間、やるときの基本的なスタンスとして、全ての方に届けるのは無理だけれども、できる限り、後から「私は聞かなかった」という人を少しでも減らしたいと思ってやってきました。ですから、こういう多

くの方に集まっていたりリスクコミュニケーションだけではなくて、可能な限り事業者団体を回り、それから17都県に対しては、県でリスクミをやってください、そこで私を呼んでください、幾らでもしゃべりますからという話をしていきました。おかげさまで、3つの県から呼んでいただくことができました。

こういう話を行政から一方的にやるというのはなかなか難しいと、本当に実感しております。平日にやれば消費者の方は集まりにくいし、大人数でやると一方的になるし、少人数でやると何となく情報が拡散しない。そういう中で、どうやればいいのかと。私たち行政ができることは、できるだけ多くの方にお届けし、その方からは是非周りに拡散していただき、可能であれば、是非私たちを呼んでください。そういう聞きたいと思っていられる方々の方には喜んで行きたいと思っておりますので、放射性物質のことは、これから特に東日本ではまだまだ続きますので、お願いしたいと思っております。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございました。

佐藤先生、さっき手を挙げられていたので。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

全く科学と違うことなんですけど、僕も一住人として急性期にいろいろインターネットで情報を模索しました。20分間見て思ったのは、気持ち悪くてゲロを吐きそうになったんですね。なぜかという、人間って悪い情報から検索していくわけです。じゃ、政府の情報源を見たかといったら、あのころは何も載っていなかったんですけど、要は見るのが面倒くさいんですね。チェックするのが面倒くさい、数字は書いてあるけど解説が載っていない、だから見ない。で、「福島は地獄だ」みたいな記事を見ていて、自分でこうなって、やっぱりだめなのかと。情報を得るのはいいんだけど、この情報化社会の世の中で、情報を入れた人が判断できないとかえって泥沼に入っちゃうので、そこは僕は注意すべきところだと思います。

わかりますよね。例えば、がんになった人が、今がんの情報を探すと、治療をする前に自分で疲弊しちゃっているんですね。がんと闘う気力がなくなっちゃっているんです、悪いことばかり調べちゃって。でも、いい話もちゃんとネットには載っているんですけど、載ってなかったとか調べるつもりがない、調べられないということがあるので。

じゃ、何で1960年代は大騒ぎしなかったって、誰も知らなかったからです。今日、来て、50代ぐらいの人で「うわー、セシウムがいっぱい降ってる」なんて思った方は、多分あのころ、東京オリンピックはやっているし、川には有機

水銀が流れているし、もっとひどいものの汚染があったわけですから、放射線はあんまり1位にランクしなかったわけです。ところが、今はPMが何とかだ、これが何とかだ、リスクリスクで何が危ないんだか、日本に住んでいること自体が情報で危ないんじゃないかみたいになっちゃいますから、そこは注意しないと。ただ単に情報があればいいというのは、僕はよくないと思っています。

僕は福島でリスコンして思っているのは、効率は悪いですけど、やっぱり小グループでディスカッションしながらやっていくのが一番だと思いますので、是非そういう機会があれば、それが一番わかりやすいかな。このぐらいになると、僕はつるし上げられちゃうんですよ。また政府の人間が来て、政府の都合のいいことを言ってるみたいになっちゃうので、やっぱりそういう情報って難しいところがあります。

ただ単に、あとは言い切ってほしいんです。「安全だ」「大丈夫だ」「俺は真実を知っていて、だめだ」みたいな感じで言い切ってほしいんですけど、言い切っちゃうと、それがその人の固定観念になっちゃったりするので、決して科学じゃなくなっちゃいますから、やっぱりそこは注意したほうがいいと思います。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

それでは、もうお一方ぐらいフロアからありませんか。

じゃ、そちらの前に座っておられる黒い服を着た女性の方、お願いします。

○質問者B

本日はありがとうございました。食品会社で品質保証の仕事をしているんですけども、大分お客様から「この原材料はどこを使っているの」とかいうお問い合わせはほぼなくなっています。

今日、すごく印象的だったのが、鈴木さんのお話で、私はいつも大体2カ月に1回は厚生労働省さんの検査の結果を事業部とか関連部署に流しているんですけども、ほとんど基準値を超えるものは出ていないので、もういいんじゃないかと思っていたんです。今日、ちょっと鈴木さんのお話を聞いて、やっぱり生産者側さんのご意見、流通側のイズミヤさんのご意見を聞き、検査も必要じゃないかなという思いもしました。

ただ、一消費者としましては、例えばお米を買うときとかでも、福島産と新潟産があった場合、福島は私は大体わかっているので大丈夫だなと思っていても、同じ値段やったら新潟産でいいかなと思ってしまうところがどうしてもあると思うんですね。それは買うときにこれが本当に放射性物質の基準値以内かどうかというのがわからないからじゃないかなと思うんです。全袋検査をされ

ていて、1年目に出なかったら2年目に出るわけないって、そんなばかなこと  
って、確かにそうだなと思うので、検査に頼るんじゃなくて、これは国の行政  
の方にお願いでできないかなと思うんですけど、例えば何年間出てなかったら、  
商品に安心マークみたいなものをつけていただいて、これは出ないですよみた  
いな形で、検査に頼るんじゃなくて、それを証明して、あとはモニタリングで  
1年に1回、1袋やってみるとか、そういうので賄って消費者の方にアピール  
できないかなと感じました。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

鈴木さん、どうぞ。

○鈴木氏（農業法人でんぱた）

ご意見、ありがとうございます。本当にその通りで、全く同じことを僕も考  
えて、実は自社商品の白米の袋に独自にシールをつくって、検査ゼロベクレル  
みたいな意味合いのシールを張ったら、「ゼロベクレルはまずい」とか叱られて、  
それからそこにQRコードを張るようにして、QRコードを呼んでいただいたら、  
うちのホームページでゲルマニウム半導体で検査した結果票のところに飛  
ぶとか、そういうこともやっております。

あと、先程の女性の方の情報公開の件も、その通りだと思います。ただ、福  
井医大の先生がおっしゃったように、僕らは逆に情報で痛めつけられたことも  
あって、これはほんの一例を蛇足的に話すんですが、原発事故があった以降に、  
ある大学の先生が放射線マップを公表したんですね。これは有名な方だったん  
ですけど。その方個人のブログの中で、「私は、一生福島のことを口にするこ  
とはないでしょう」と書いたんです。だから、僕はこれにショックを受けて、抗  
議したという覚えがあったんですが、その先生はそのときは海外に行って、そ  
の後帰ってきたような話は聞きましたが、ものすごくショックを受けました。  
だから、いまだ情報が多様化する時代のよさと、一番の怖さと両方を味わって  
おります。

あと、商品のあり方は、今後もさらに工夫を続けてまいります。ありがとう  
ございます。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

残り時間が少なくなりましたので、夏に2回、大阪はしていないんですけど、

福島と東京で検査結果を公表する形でこういう会を開かせていただいて、今回具体的なガイドラインの改正案をご提示して、合計5回、3カ所で開催し、3カ所ともパネリストとして参加していただきました平沢さんに、この一連の夏からの動きと共に感想等をいただけましたら、お願いいたします。

○平沢氏（産経新聞東京本社）

福島、東京、大阪と3カ所に参加させていただいて、「場所によってこんなに雰囲気が違うんだ」ということを実感しています。福島では、生産者の方が多くて、全袋検査をしてもお米が高く売れないと困っている声がありました。検査をすることで高く売れるのであれば、検査は続けた方がいいと思うのですが、そういうわけではなかったのが、悩ましい問題だと思いました。

東京では、会場から「まだ危ない。検査は今までと同じに続けるべき」との発言があって、検査の見直しは難しいかなと思ったのですが、会場にきていただいた方のアンケートでは、半分ぐらいは「検査を縮小してもいい」という意見でした。会場にいた方には、「危ない」という声ばかりが強く印象に残り、その声が大勢の意見のように報じた新聞もあったのですが、実際にきていた方の意見はそうではなかったわけです。私も取材する側だったら同じように報じることかと思うだけに、事実を伝えることの難しさを感じました。

そして、大阪会場は、合理的に考える方が多いと思いました。アンケートの回答をみて、堀口さんも少し予想外だったのが、検査見直しに反対する人がほとんどいなかったことです。大阪というか、関西の人はけちと言われることがあります、それは、合理的な考えに基づいているんだな、と思いました。安全のために必要なら検査はやるべきだけど、これまでの検査の結果を見たら、「ああ、この数値なら、同じ検査を続ける必要はないね」と理解してくれた人が多いという印象です。今日の話は、ここで何を決めるというものではありませんが、大阪の人たちの合理的な物の考えを、食の安全のためにこれから取り入れていければいいなと思いました。

今回、リスクコミュニケーションということですが、放射性物質の話はやはり難しいです。私もここで分かったような顔をしていますが、80歳を超えた私の親に理解できるように説明できません。でも、うちの親は、放射性物質について理解しなくても、私が「大丈夫だよ」と言えば、「あんたが言うなら大丈夫なんだろう」と食べてくれます。結局は、誰が言うことなら信頼できるのかということかと思えます。

今日、専門家の先生がしてくれた話を、みなさんがいろいろな人に話すことで、被災地の食品の安全についての理解が広がっていくと思います。ぜひよろしく申し上げます。

○堀口氏（長崎大学）

どうもありがとうございました。

皆様、たくさんのご質問、それからまたフロアから2人でしたが、ご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

予定した時間となりましたので、これにてパネルディスカッション、意見交換を終了したいと思います。

パネリストの皆様、どうもありがとうございました。（拍手）

それでは、司会にお返しいたします。

○司会（消費者庁・藤田氏）

堀口先生、どうもありがとうございました。

パネリストの皆様、どうもありがとうございました。また、会場の皆様、積極的に意見用紙を出していただきまして、本当にありがとうございました。おかげさまで大変有意義なディスカッションができたのではないかと思います。

本日は、ここにお集まりの消費者、生産者、食品関係事業者、学識経験者、報道関係者の皆様の様々な立場から現状とお考えを伺うことができたと思います。行政の立場からしても、非常に参考になりました。

また、本日いただきましたご意見の用紙ですとか事前質問なども参考にしながら、今後の食品中の放射性物質の検査のあり方について、引き続き検討して参りたいと思います。

我々が次の企画を行う際には、皆様からのこういう情報提供が大変参考になります。本日、アンケート用紙が資料の中に入っていると思いますので、是非そのアンケート用紙に書いていただきましてご提出いただければと思います。いただきましたご意見は、ここに来ている者だけではなくて、コピーをして各府省に回して府省の中でも回覧をしますのです、担当者は必ず目を通しますし、多くの方の目に触れます。言い足りなかったことですか、聞きそびれたこと、本日のご感想などもあわせて、何でも結構ですので書いていただきまして、お帰りの際にアンケートの回収箱に入れていただければと思います。

それでは、時間となりましたので、本日のプログラムを終了いたしたいと思います。本日はご参加いただきまして、ご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

（以上）